

自治会等法人化 ハンドブック



霧島市

目 次

□はじめに	．．．．． P	2
□「地縁による団体」とは	．．．．． P	2
□法人格を得るための認可の要件	．．．．． P	2
□認可申請の手続き	．．．．． P	3
□認可申請に必要な書類	．．．．． P	4
□認可後の手続き等		
・不動産の登記	．．．．． P	5
・印鑑の登録	．．．．． P	5
・規約の変更	．．．．． P	6
・告示事項の変更	．．．．． P	6
・税制上の取扱い	．．．．． P	7
□様式（記載例）	．．．．． P	8
□Q & A	．．．．． P	26
□参考 地方自治法（抄）	．．．．． P	29

はじめに

これまで自治会等が保有している土地・建物等の資産については、自治会等の名義による不動産登記ができなかったことから、例えば、個人名義人の死亡や転出などにより自治会等の構成員でなくなった場合、名義変更や相続などといった財産上の種々の問題が生じていました。

こうした問題を解決するため、平成3年4月の地方自治法の一部改正により、自治会等が一定の手続きのもとに法人格を取得することで、自治会等の名義で不動産登記ができるようになりました。

「地縁による団体」とは

地縁による団体は、「町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」と定義されています。

したがって、自治会等のように区域に住所を有する人は誰でも構成員となれる団体は、地縁による団体と考えられます。

これに対し、青年団や婦人会のように、性別や年齢などの条件が必要な団体、スポーツ少年団や伝統芸能保存会のように、活動の目的が限定されている団体は、地縁による団体とは考えられません。

法人格を得るための認可の要件

地縁による団体が法人格を得るためには、市長の認可が必要です。

法人格を得る目的が、保有する不動産の団体名義での登記を可能にすることであるため、現に不動産を保有していること、又は将来確実に保有する見込みであることが前提となります。

法人格を得るためだけに組織された名前だけの自治会や、区域の中で極めて少人数が組織する集まりのように、安定的に存在する団体とは言い難いものは認可の対象となりません。

認可の要件としては、次のとおりです。

- (1) その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこ

とを目的とし、現にその活動を行っていることと認められること。

- (2) その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。又、この区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたり存続していること。
- (3) その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数（**区域の住民の過半数**）の者が現に構成員となっていること。
- (4) 規約を定めていること。規約には、目的、名称、区域、主たる事務所の所在地、構成員の資格に関する事項、代表者に関する事項、会議に関する事項、資産に関する事項が定められていなければならない。

認可申請の手続き

手続きの手順については、概ね次のとおりです。

1 団体の法人化について検討

同時に**市民活動推進課、各地区総合支所地域振興課**までご相談ください。



- ### 2 団体の総会を開催
- ・法人化の意志決定
 - ・認可必要事項の議決
 - 規約の決定
 - 構成員の確定
 - 代表者の決定
 - 保有する資産の確定

法人格を得るための認可申請を行うにあたっては、当該団体の規約に基

づき招集された総会において、認可申請する旨の議決を行う必要があります。したがって、総会招集手続き等を定めた規約が整備されていない場合は、まずこの整備を行う必要があります。



3 認可申請書類の作成・提出

必要書類を作成し、国分・隼人地区の団体は市民活動推進課、その他の地区の団体は各地区総合支所地域振興課まで提出してください。



4 認可についての審査



5 市長による認可告示

認可の通知及び告示文の写しを団体に送付します。

認可申請に必要な書類

- | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| <input type="checkbox"/> 認可申請書（様式1） | P 8 |
| <input type="checkbox"/> 規約 | P 9 |
| <input type="checkbox"/> 構成区域図（団体の区域がわかる地図） | |
| <input type="checkbox"/> 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
・総会の議事録の写しで議長及び議事録署名人2名の署名・捺印のあるもの | P 15 |
| <input type="checkbox"/> 構成員の名簿 | P 16 |
| <input type="checkbox"/> 保有資産目録（様式2）又は保有予定資産目録（様式3） | P 17 |
| | P 18 |

良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

- ・ 現年度分の事業計画書及び予算書等
- ・ 前年度分の事業経過報告書及び決算書等

申請者が代表者であることを証する書類

P 1 9

- ・ 承諾書

認可後の手続き等

【不動産の登記】

認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、法務局にて団体名義による登記の手続きを行うことができます。詳しくは、**鹿児島地方法務局霧島支局（４５－００６４）**にお問い合わせください。

又、手続きの際、市が発行する「地縁団体告示事項証明書」が必要となります。

<地縁団体告示事項証明書の交付請求に必要なもの>

地縁団体告示事項証明書交付請求書

P 2 0

手数料 1 通 3 0 0 円

※国分・隼人地区の団体は市民活動推進課、その他の地区の団体は各地区総合支所地域振興課で発行します。

【印鑑の登録】

担当課 市民課、各地区総合支所市民福祉課

認可地縁団体は、団体の印鑑を1個登録することができます。ただし、次のいずれかに該当する場合は、登録できません。

- (1) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- (2) 印影の大きさが1辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの
又は1辺の長さ30ミリメートルの正方形に収まらないもの
- (3) 印影を鮮明に表しにくいもの
- (4) その他、適当でないと認めるもの

<登録に必要なもの>

認可地縁団体印鑑登録申請書（第1号様式）

P 2 1

登録する団体の印鑑

団体代表者の個人の印鑑（市に登録されているもの）

※申請は代表者自ら手続きしてください。代理人の場合、委任状が必要となります。

<印鑑登録証明書の交付に必要なもの>

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書（第2号様式）

P 2 2

登録されている団体の印鑑

手数料 1通 300円

※申請は代表者自ら手続きしてください。代理人の場合、委任状が必要となります。

【規約の変更】

担当課 市民活動推進課、各地区総合支所地域振興課

規約を変更する場合は、市長の認可が必要です。

<申請に必要なもの>

規約変更認可申請書（様式4）

P 2 3

規約変更の内容及び理由を記載した書類

・規約 新旧対照表

P 2 4

・新旧規約

規約変更について総会で議決したことを証する書類

P 1 5

・総会の議事録の写しで議長及び議事録署名人2名の署名・押印のあるもの

【告示事項の変更】

担当課 市民活動推進課、各地区総合支所地域振興課

認可告示の事項に変更があった場合は、認可地縁団体の代表者は市長に対し届出を行わなければなりません。

ここでいう告示事項は次のとおりです。

(1) 名称 (2) 規約に定める目的 (3) 区域 (4) 事務所

(5) 代表者の氏名及び住所 (6) 裁判所による代表者の職務執行停止の有無並びに職務代行者の選任の有無 (職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所) (7) 代理人の有無 (代理人がある場合には、その氏名及び住所) (8) 規約に解散の事由を定めた時はその事由 (9) 認可年月日

<届出に必要なもの>

- 告示事項変更届出 (様式5) P 2 5
- 総会で議決したことを証する書類 P 1 5
 - ・ 総会の議事録の写しで議長及び議事録署名人2名の署名・押印のあるもの
- 申請者が代表者であることを証する書類 (必要に応じ) P 1 9
 - ・ 承諾書

【税制上の取扱い】 担当課 税務課、各地区総合支所地域振興課

法人化による届出が必要となります。又、税の減免申請等の手続きが必要となる場合もありますので、詳しくは、担当窓口にお問い合わせください。

税の種類		お問い合わせ先
市 税	法人市民税	税務課市民税グループ、各地区総合支所地域振興課税務グループ
	固定資産税	税務課固定資産税グループ、各地区総合支所地域振興課税務グループ
県 税	法人県民税	始良・伊佐地域振興局 県税課 0 9 9 5 - 6 3 - 8 1 2 0
	法人事業税	
国 税	法人税	加治木税務署 0 9 9 5 - 6 2 - 2 1 6 1

(様式1)

年 月 日

霧島市長 殿

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び主たる事務所の所
在地

名 称 ○○自治会

所在地 霧島市○○

代表者の氏名及び住所

氏 名 ○○ ○○

印

住 所 霧島市○○

認 可 申 請 書

地方自治法第260条の2第1項の規定により、不動産又は不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 保有資産目録又は保有予定資産目録
- 5 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 6 申請者が代表者であることを証する書類

拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
- (2) 本人より別に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

(役員の種類)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 ○人
- (3) その他の役員 ○人
- (4) 監事 ○人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第12条 役員任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(総会の種類)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

(1) ○○○○○○ (例：事業経過報告及び決算の承認)

(2) ○○○○○○ (例：事業計画及び予算の承認)

(総会の書面表決等)

第22条 止む得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ

通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名捺印をしなければならない。

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のお分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、〇月〇日に終わる。

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ、霧島市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第37条 本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

- 2 総会の議決に基づいて解散する場合、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の○分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(委任)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、○年○月○日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から△年△月△日までとする。

〇〇年度〇〇自治会総会議事録

日 時 〇〇年〇〇月〇〇日 〇時より
場 所 〇〇自治会集会所
出席者 会員数 △△人
出席者 △△人（委任状△人含む）
欠席者 △△人

総会を開催するにあたり、議長に〇〇氏、議事録署名者に〇〇氏と〇〇氏を選出したところ、全会一致で承認された。

審議事項

- 1 〇〇〇年度事業報告及び決算について
- 2 〇〇〇年度事業計画案及び予算案について
- 3 〇〇〇〇〇

以上3件について、報告、審議の結果、多数の賛成を得て承認された。

4 自治会の法人化について

現在、自治会の敷地並びに建物が数名の方々の個人名義になっていることから、今後の財産上の様々な問題を解決するためにも法人化し、自治会名義に変更したらどうかという提案がなされ、採決の結果、多数の賛成を得て承認された。

5 自治会の規約について

法人化するにあたり、規約を整備しなければならないため、規約の内容を提示し検討した結果、多数の賛成を得て承認された。

6 自治会の代表者について

自治会の代表者を〇〇氏とすることについて、全会一致で承認された。

議長	氏名	□□	□□	Ⓔ
議事録署名者	氏名	□□	□□	Ⓔ
議事録署名者	氏名	□□	□□	Ⓔ

(様式2)

保有資産目録

〇〇自治会

年 月 日現在

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建物

名 称	延床面積	所 在 地
〇〇集会所	60.5 m ²	霧島市〇〇

イ 土地

地 目	面 積	所 在 地
宅 地	42.6 m ²	霧島市〇〇

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所 在 地

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資 産 の 種 類 及 び 数 量	
国債	券面金額〇〇万円 取得金額〇〇万円

(様式3)

保有予定資産目録

〇〇自治会

年 月 日現在

1 不動産

不動産の種類	保有予定不動産の取得予定時期	購入等の相手方	保有予定不動産の所在地
建 物	年 月 日	〇〇 〇〇	霧島市〇〇

2 不動産に関する権利等

資産の種類	権 原	権原取得の予定時期
土 地	地上権	年 月 日

承 諾 書

〇〇年〇月〇〇日（日）に開催された〇〇自治会総会において、
〇〇年度〇〇自治会代表として選任され、それを承諾したことをこ
こに証明します。

年 月 日

住 所 霧島市〇〇

氏 名 〇〇 〇〇

印

年 月 日

霧島市長 殿

(請求者)

住 所 霧島市〇〇

氏 名 〇〇 〇〇

地縁団体告示事項証明書交付請求書

地方自治法第260条の2第12項の規定に基づき、地縁による団体に係る同条第10項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求します。

記

1 請求に係る地縁による団体

(1) 名 称 〇〇自治会

(2) 主たる事務所の所在地 霧島市〇〇

2 枚 数

_____ 〇 _____ 通

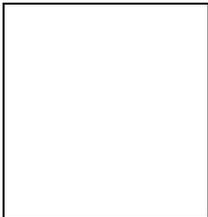
決 裁	年 年 日			手数料	通 円
課 長	課長補佐	グループ長	担 当	備 考	

第1号様式(第4条関係)

認可地縁団体印鑑登録申請書

霧島市長 様

年 月 日

登録しようとする 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の名称	〇〇自治会	
	認可地縁団体の主たる事務所所在地	霧島市〇〇	
	(資格) 氏名	(代表者) 〇〇〇〇 印	生年月日 年 月 日
	住所		

上記のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

申請者 本人 住所 霧島市〇〇

代理人

氏名 〇〇 〇〇

(注意事項)

- この申請書は、本人自ら手続してください。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 登録しようとする認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 氏名の次には、本市において登録されている個人の印鑑を押印してください。
- 資格()の欄には、代表者、職務代理者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

第2号様式(第4条関係)

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

霧島市長 様

年 月 日

登録されている 認可地縁団体印鑑 	認可地縁団体の 名 称	〇〇自治会	
	認可地縁団体の 主たる事務所の 所 在 地	霧島市〇〇	
	(資格) 氏 名	(代表者) 〇〇〇〇 印	生年月日 年 月 日

上記のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書〇枚の交付を申請します。

申請者 本人 住所 霧島市〇〇
 代理人
 氏名 〇〇 〇〇

(注意事項)

- この申請書は、本人自ら手続してください。代理人による場合は、委任の旨を証する書面が必要です。
- 資格()の欄には、代表者、職務代理人、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。

(様式4)

年 月 日

霧島市長 殿

地縁による団体の名称及び主たる
事務所の所在地

名 称 ○○自治会

所在地 霧島市○○

代表者の氏名及び住所

氏 名 ○○ ○○ 印

住 所 霧島市○○

規約変更認可申請書

地方自治法第260条の3第2項の規約の変更の認可を受けたいので、
別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

規約 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(区域) 第〇条 本会の区域は、霧島市〇〇町10番1号から10番<u>25</u>号までの区域とする。</p>	<p>(区域) 第〇条 本会の区域は、霧島市〇〇町10番1号から10番<u>27</u>号までの区域とする。</p>

(変更理由)

自治会への新規加入に伴い区域を変更したため、所要の改正を行うものである。

年 月 日

地縁による団体の名称

名 称 〇〇自治会

代表者の氏名

氏 名 〇〇 〇〇

印

(様式5)

年 月 日

霧島市長 殿

地縁による団体の名称及び主たる
事務所の所在地

名 称 ○○自治会

所在地 霧島市○○

代表者の氏名及び住所

氏 名 ○○ ○○ 印

住 所 霧島市○○

告示事項変更届出書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1 変更があった事項及びその内容

代表者の氏名及び住所

(新) 氏名 ○○ ○○

住所 霧島市○○

(旧) 氏名 ○○ ○○

住所 霧島市○○

2 変更の年月日

年 月 日

3 変更の理由

役員の改選に伴う変更

Q & A

Q 1 墓地管理組合で地縁による団体として認可を受けることができるか。

A 地縁による団体は、一定の区域に住む住民が連帯して広く地域的な活動を行うことを目的としたもので、スポーツ・芸術などの特定活動のみを目的とするものではない。

ア 「地縁による団体」とは、地方自治法第260条の2第1項にあるように、一定区域に住所を有する者により形成された団体である。

イ 構成員となるためには、区域に住所を有することの他に条件はない。

ウ 広く地域的な共同活動を行うことを目的とするものであり、活動目的が限定されるものではない。

このような性格の地縁による団体に対して、本件は

①その目的が、墓地の管理のみに限定されていること。

②墓地を管理する団体の構成員を地縁（一定区域内に住むことのみを要件とすること）により特定することが難しいこと。

例えば、当該墓地の墓の管理者（所有者）が、当該地区外に住んでいる場合など。

③当該墓地が地区に固有のものであり、仮にその地区を中心に一定地域をその団体の区域として定めたとしても、目的が墓地の管理に限定される以上、構成員になるためには墓地の管理者（所有者）であることが要件となり、区域内の住民が制限されることなく全て構成員となることができる地縁による団体としての要件からはずれること。

などから、墓地の管理を主たる目的とした団体を地縁団体として認可することは適当でない。

Q 2 個人単位でなく、世帯単位を構成員としている地縁による団体は認可の対象となるか。又、個人を構成員としていても、表決権を世帯単位で一票とすることはできるか。

A 認可地縁団体の構成員は、個人としてとらえることとなっており、世帯

でとらえることはできないので、会員は各々一箇の表決権を有することとなる。

なお、世帯単位で活動し意思決定を行っていることが沿革的にも地域社会においても是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限り、構成員の表決権を世帯単位で平等なものとして「所属する世帯の構成員数分の一票」とする旨を規約に定めることは可能である。

Q 3 構成員の名簿には、世帯主だけでなく、世帯員であれば生まれたばかりの子どもも記載する必要があるか。

A 構成員とは、自然人たる住民個人であり、性別、年齢等を問わないものであり、構成員であれば、世帯主のみならず、世帯員も名簿に記載する必要がある。

なお、地縁による団体の区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることができるが、全ての住民が構成員でなければ認可されないということではなく、その相当数（区域住民の過半数）の者が構成員となっていれば認可されるものである。したがって、生まれたばかりの子どもについても、住民なので全て名簿に記載しなければならないというものではなく、構成員だけの名簿を作成すればよい。

Q 4 認可地縁団体が、認可を取り消されるのは具体的にどのような場合か。

A 市町村長は、認可地縁団体が地方自治法第260条の2第2項に掲げる要件のいずれかを欠くこととなったとき、又は不正な手段により認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。

具体的に例示すると

- ①認可地縁団体が、その目的を営利目的、政治目的等に変更したとき。
- ②認可地縁団体が、相当の期間にわたって活動していないとき。
- ③区域内の一部住民について、正当な理由なく加入を認めないこととしたとき。
- ④構成員が多数脱退し、「相当数の者」が構成員となっているとは認められなくなったとき。
- ⑤地縁による団体の代表者、構成員又は第三者が、詐欺、脅迫等不正な手段により認可を受けたとき。

Q 5 構成員が、死亡、転出等により退会する際に、地縁による団体の保有する資産について持分の返還を主張することはできるか。

A 不動産等の地縁による団体の保有する資産の処分を、総会で議決することは可能であるが、地縁による団体の性格を勘案すると「持分権」を想定することは適当でなく、持分の返還を主張することはできないものと解される。

【参考 地方自治法（抄）】

第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下本条において「地縁による団体」という。)は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

- ② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。
- 一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。
 - 二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。
 - 三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。
 - 四 規約を定めていること。
- ③ 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。
- 一 目的
 - 二 名称
 - 三 区域
 - 四 主たる事務所の所在地
 - 五 構成員の資格に関する事項
 - 六 代表者に関する事項
 - 七 会議に関する事項
 - 八 資産に関する事項
- ④ 第二項第二号の区域は、当該地縁による団体が相当の期間にわたつて存続している区域の現況によらなければならない。
- ⑤ 市町村長は、地縁による団体が第二項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、第一項の認可をしなければならない。
- ⑥ 第一項の認可は、当該認可を受けた地縁による団体を、公共団体その他の行政組織の一部とすることを意味するものと解釈してはならない。
- ⑦ 第一項の認可を受けた地縁による団体(以下「認可地縁団体」という。)は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
- ⑧ 認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。
- ⑨ 認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。

- ⑩ 市町村長は、第一項の認可をしたときは、総務省令で定めるところにより、これを告示しなければならない。告示した事項に変更があつたときも、また同様とする。
- ⑪ 認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。
- ⑫ 何人も、市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十項の規定により告示した事項に関する証明書の交付を請求することができる。この場合において、当該請求をしようとする者は、郵便又は信書便により、当該証明書の送付を求めることができる。
- ⑬ 認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び第十項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。
- ⑭ 市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
- ⑮ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四条及び第七十八条の規定は、認可地縁団体に準用する。
- ⑯ 認可地縁団体は、法人税法(昭和四十年法律第三十四号)その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等(」とあるのは「公益法人等(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体(以下「認可地縁団体」という。)並びに)」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人(認可地縁団体を含む。)」と、同条第三項中「公益法人等(」とあるのは「公益法人等(認可地縁団体及び)」とする。
- ⑰ 認可地縁団体は、消費税法(昭和六十三年法律第八号)その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

第二百六十条の三 認可地縁団体の規約は、総構成員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

- ② 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第二百六十条の四 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

② 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第二百六十条の五 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

第二百六十条の六 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

第二百六十条の七 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

第二百六十条の八 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第二百六十条の九 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

第二百六十条の十 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

第二百六十条の十一 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

第二百六十条の十二 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 財産の状況を監査すること。
- 二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第二百六十条の十三 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

第二百六十条の十四 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

② 総構成員の五分之一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五分之一の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

第二百六十条の十五 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従つてしなければならない。

第二百六十条の十六 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行う。

第二百六十条の十七 認可地縁団体の総会においては、第二百六十条の十五の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第二百六十条の十八 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

② 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。

③ 前項の構成員は、規約又は総会の決議により、同項の規定による書面による表決に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。第二百六十条の十九の二において同じ。）により表決をすることができる。

④前三項の規定は、規約に別段の定める場合には、適用しない。

第二百六十条の十九 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

第二百六十条の十九の二 この法律又は規約により総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならない。

- ② この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。
- ③ この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。
- ④ 総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

第二百六十条の二十 認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 破産手続開始の決定
- 三 第二百六十条の二第十四項の規定による同条第一項の認可の取消し 四 総会の決議
- 四 総会の決議
- 五 構成員が欠けたこと
- 六 合併(合併により当該認可地縁団体が消滅する場合に限る。)

第二百六十条の二十一 認可地縁団体は、総構成員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第二百六十条の二十二 認可地縁団体はその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

- ② 前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

第二百六十条の二十三 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

第二百六十条の二十四 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

第二百六十条の二十五 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

第二百六十条の二十六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは檢察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

第二百六十条の二十七 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

② 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第二百六十条の二十八 認可地縁団体の清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

② 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除斥することができない。

③ 認可地縁団体の清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

④ 第一項の公告は、官報に掲載してする。

第二百六十条の二十九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第二百六十条の三十 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

② 清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

③ 前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

④ 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第二百六十条の三十一 解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属する。

② 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

③ 前二項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

第二百六十条の三十二 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

② 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

第二百六十条の三十三 認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第二百六十条の三十四 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件
- 二 解散及び清算の監督に関する事件
- 三 清算人に関する事件

第二百六十条の三十五 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

第二百六十条の三十六 裁判所は、第二百六十条の二十五の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人(監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事)の陳述を聴かななければならない。

第二百六十条の三十七 認可地縁団体の清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

② 前二条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、前条中「清算人(監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事)」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

第二百六十条の三十八 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

第二百六十条の三十九 認可地縁団体が合併しようとするときは、総会の決議を経なければならない。

② 前項の決議は、総構成員の四分の三以上の多数をもってしなければならない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

③ 合併は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

④ 第二百六十条の二第二項及び第五項の規定は、前項の認可について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「現にその活動を」とあるのは、「合併しようとする各認可地縁団体が連携して当該目的に資する活動を現に」と読み替えるものとする。

第二百六十条の四十 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、財産目録を作成し、次項の規定により債権者が異議を述べることができる期間が満了するまでの間、これをその主たる事務所に備え置かなければならない。

② 認可地縁団体は、前条第三項の認可があつたときは、その認可の通知のあつた日から二週間以内に、その債権者に対し、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告し、かつ、判明している債権者に対しては、各別にこれを催告しなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

第二百六十条の四十一 債権者が前条第二項の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものとみなす。

② 債権者が異議を述べたときは、認可地縁団体は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又はその債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、合併をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

③ 合併しようとする各認可地縁団体は、前条及び前二項の規定による手続が終了した場合には、総務省令で定めるところにより、共同で、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第二百六十条の四十二 合併により認可地縁団体を設立する場合には、規約の作成その他認可地縁団体の設立に関する事務は、各認可地縁団体において選任した者が共同して行わなければならない。

第二百六十条の四十三 合併後存続する認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体は、合併により消滅した認可地縁団体の一切の権利義務(当該認可地縁団体がその行う活動に関し行政庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

第二百六十条の四十四 市町村長は、第二百六十条の四十一第三項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る合併について第二百六十条の三十九第三項の認可をした旨その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

- ② 認可地縁団体の合併は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。
- ③ 合併により設立した団体は、第一項の規定による告示の日において認可地縁団体となつたものとみなす。
- ④ 第一項の規定により告示した事項は、第二百六十条の二第十項の規定により告示した事項とみなす。この場合において、合併後存続する認可地縁団体に係る同項の規定による従前の告示は、その効力を失う。
- ⑤ 第二百六十条の四第一項の規定は、第一項の規定による告示があつた場合について準用する。

第二百六十条の四十五 市町村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二百六十条の三十九第三項の認可を取り消すことができる。

- 一 第二百六十条の三十九第三項の認可をした日から六月を経過しても第二百六十条の四十一第三項の規定による届出がないとき。
- 二 認可地縁団体が不正な手段により第二百六十条の三十九第三項の認可を受けたとき。
- ② 前条第一項の規定による告示後に前項(第二号に係る部分に限る。)の規定により第二百六十条の三十九第三項の認可が取り消されたときは、当該認可に係る合併をした認可地縁団体は、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が負担した債務について、連帯して弁済する責任を負う。
- ③ 前項に規定する場合には、当該合併の効力が生じた日後に合併後存続した認可地縁団体又は合併により設立した認可地縁団体が取得した財産は、当該合併をした認可地縁団体の共有に属する。
- ④ 前二項に規定する場合には、各認可地縁団体の第二項の債務の負担部分及び前項の財産の共有持分は、各認可地縁団体の協議によつて定める。

第二百六十条の四十六 認可地縁団体が所有する不動産であつて表題部所有者(不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第二条第十号に規定する表題部所有者をいう。以下この項において同じ。)又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であるもの(当該認可地縁団体によつて、十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有されているものに限る。)について、当該不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人(以下この条において「登記関係者」という。)の全部又は一部の所在が知れない場合において、当該認可地縁団体が当該認可地縁団体を登記名義人とする当該不動産の所有権の保存又は移転の登記をしようとするときは、当該認可地縁団体は、総務省令で定めるところにより、当該不動産に係る次項の公告を求める旨を市町村長に申請することができる。この場合において、当該申請を行う認可地縁団体は、次の各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料を添付しなければならない。

- 一 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。
- 二 当該認可地縁団体が当該不動産を十年以上所有の意思をもつて平穩かつ公然と占有していること。
- 三 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であつた者であること。
- 四 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと。
 - ② 市町村長は、前項の申請を受けた場合において、当該申請を相当と認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該申請を行つた認可地縁団体が同項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある当該不動産の登記関係者又は当該不動産の所有権を有することを疎明する者(次項から第五項までにおいて「登記関係者等」という。)は、当該市町村長に対し異議を述べるべき旨を公告するものとする。この場合において、公告の期間は、三月を下つてはならない。
 - ③ 前項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べなかつたときは、第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて当該公告に係る登記関係者の承諾があつたものとみなす。
 - ④ 市町村長は、前項の規定により第一項に規定する不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて登記関係者の承諾があつたものとみなされた場合には、総務省令で定めるところにより、当該市町村長が第二項の規定による公告をしたこと及び登記関係者等が同項の期間内に異議を述べなかつたことを証する情報を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に提供するものとする。

⑤ 第二項の公告に係る登記関係者等が同項の期間内に同項の異議を述べたときは、市町村長は、総務省令で定めるところにより、その旨及びその内容を第一項の規定により申請を行つた認可地縁団体に通知するものとする。

第二百六十条の四十七 不動産登記法第七十四条第一項の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報(同法第十八条に規定する申請情報をいう。次項において同じ。)と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体が当該証する情報に係る前条第一項に規定する不動産の所有権の保存の登記を申請することができる。

② 不動産登記法第六十条の規定にかかわらず、前条第四項に規定する証する情報を提供された認可地縁団体が申請情報と併せて当該証する情報を登記所に提供するときは、当該認可地縁団体のみで当該証する情報に係る同条第一項に規定する不動産の所有権の移転の登記を申請することができる。

第二百六十条の四十八 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法(平成二十三年法律第五十一号)により、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第二百六十条の二十二第二項又は第二百六十条の三十第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 二 第二百六十条の二十八第一項又は第二百六十条の三十第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。
- 三 第二百六十条の四十第一項の規定に違反して、財産目録を作成せず、若しくは備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。
- 四 第二百六十条の四十第二項又は第二百六十条の四十一第二項の規定に違反して、合併をしたとき。

第二百六十一条 一の普通地方公共団体のみに適用される特別法が国会又は参議院の緊急集会において議決されたときは、最後に議決した議院の議長(衆議院の議決が国会の議決となつた場合には衆議院議長とし、参議院の緊急集会において議決した場合には参議院議長とする。)は、当該法律を添えてその旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。

② 前項の規定による通知があつたときは、内閣総理大臣は、直ちに当該法律を添えてその旨を総務大臣に通知し、総務大臣は、その通知を受けた日から五日以内に、関係普通地方公共団体の長にその旨を通知するとともに、当該法律その他関係書類を移送しなければならない。

③ 前項の規定による通知があつたときは、関係普通地方公共団体の長は、その日から三十一日以後六十日以内に、選挙管理委員会をして当該法律について賛否の投票を行わしめなければならない。

④ 前項の投票の結果が判明したときは、関係普通地方公共団体の長は、その日から五日以内に関係書類を添えてその結果を総務大臣に報告し、総務大臣は、直ちにその旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。その投票の結果が確定したことを知つたときも、また、同様とする。

⑤ 前項の規定により第三項の投票の結果が確定した旨の報告があつたときは、内閣総理大臣は、直ちに当該法律の公布の手続をとるとともに衆議院議長及び参議院議長に通知しなければならない。

第二百六十二条 政令で特別の定をするものを除く外、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定は、前条第三項の規定による投票にこれを準用する。

② 前条第三項の規定による投票は、政令の定めるところにより、普通地方公共団体の選挙又は第七十六条第三項の規定による解散の投票若しくは第八十条第三項及び第八十一条第二項の規定による解職の投票と同時にこれを行うことができる。

第二百六十三条 普通地方公共団体の経営する企業の組織及びこれに従事する職員的身分取扱並びに財務その他企業の経営に関する特例は、別に法律でこれを定める。

第二百六十三条の二 普通地方公共団体は、議会の議決を経て、その利益を代表する全国的な公益的法人に委託することにより、他の普通地方公共団体と共同して、火災、水災、震災その他の災害に因る財産の損害に対する相互救済事業を行うことができる。

② 前項の公益的法人は、毎年一回以上定期的に、その事業の経営状況を関係普通地方公共団体の長に通知するとともに、これを適当と認める新聞紙に二回以上掲載しなければならない。

③ 第一項の相互救済事業で保険業に該当するものについては、保険業法は、これを適用しない。

第二百六十三条の三 都道府県知事若しくは都道府県の議会の議長、市長若しくは市の議会の議長又は町村長若しくは町村の議会の議長が、その相互間の連絡を緊密にし、並びに共通の問題を協議し、及び処理するためのそれぞれの全国的連合組織を設けた場合においては、当該連合組織の代表者は、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

② 前項の連合組織で同項の規定による届出をしたものは、地方自治に影響を及ぼす法律又は政令その他の事項に関し、総務大臣を経由して内閣に対し意見を申し出、又は国会に意見書を提出することができる。

③ 内閣は、前項の意見の申出を受けたときは、これに遅滞なく回答するよう努めるものとする。

④ 前項の場合において、当該意見が地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる国の施策に関するものであるときは、内閣は、これに遅滞なく回答するものとする。

⑤ 各大臣は、その担任する事務に関し地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策の立案をしようとする場合には、第二項の連合組織が同項の規定により内閣に対して意見を申し出ることができるよう、当該連合組織に当該施策の内容となるべき事項を知らせるために適切な措置を講ずるものとする。

発行 令和5年12月

霧島市役所 市民環境部 市民活動推進課

電話 0995-45-5111 (代表)

0995-64-0988 (直通)

【参考文献】自治会、町内会等法人化の手引

発行所 株式会社 ぎょうせい